変更年月日	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
2010年１月15日	役員の氏名	ヨランダ・デジリー・ラムセーミンデルフッド	―

(9)
届出日　平成22年１月28日
届出者　プライスウォーターハウスクーパース　ケイマン諸島
住所又は所在地　ケイマン諸島　KY1-1104　グランド・ケイマン　ジョージ・タウン　ストラスヴェール・ハウス　私書箱258GT

変更年月日	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
2010年１月17日	財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うこととなる外国会社等	【名称】T. ロウ　プライス・インベストメント・トラスト―外貨建エマージング債券ファンド 【主たる事務所の所在地】ルクセンブルグ大公国、セニンガーバーグ、L-2633、トレヴェ通り６C、ヨーロピアン・バンク・アンド・ビジネス・センター	―
同上	同上	【名称】ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト　ノムラ・ポールソン・ファンド 【主たる事務所の所在地】ルクセンブルグ大公国　エスペランジュ　L-5826　ガスペリッシュ通り　33番Ａ棟	―

(10)
届出日　平成22年１月28日
届出者　プライスウォーターハウスクーパース　エルエルピー
住所又は所在地　アメリカ合衆国　10017-6204　ニューヨーク州　ニューヨーク　マディソン・アベニュー300番地

変更年月日	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
2010年１月21日	財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うこととなる外国会社等	監査の終了	ワイス

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第３４０９号
福岡県糟屋郡志免町志免中央４―14―11―201号、住民票上の住所福岡県糟屋郡志免町大字別府474番地１　アネシス空港東１―Ａ809号
債務者　久米　聡子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　世良　洋子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月17日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８９８号
福岡市南区平和２丁目８番27―101号
債務者　東　　匠
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　早田　明文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月31日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８号
福岡県春日市松ヶ丘４丁目55番地２ビクトリー松ケ丘101号
債務者　セイビ企画印刷こと　稲原　章弘
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　博美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月17日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２８６号
福岡市南区大平寺１丁目４番18号
債務者　北原　稔博
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田邊　　俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５６号
福岡市南区高木３丁目16番10―103号、住民票上の住所福岡市東区箱崎１丁目８番26―102号
債務者　成住　貴之
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高田　典子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８１号
川崎市麻生区王禅寺東２丁目33番16号
債務者　坂口　勇二
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　光史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月３日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８２号
東京都板橋区成増５丁目15番13―405号ロアール弐番館
債務者　工藤徳二郎
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　光史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月３日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２４号
福岡市西区大字飯氏271番地
債務者　徳安　純子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桃原　健二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部